

「蒸気ボイドによる RHR ポンプ機能喪失問題」への対応について

平成30年7月18日
原子力規制庁

1. 経緯

(略)

2. 事業者による対応案

(略)

3. 原子力規制庁の認識と今後の対応

原子力規制委員会は原子炉等規制法に基づく規則において、事業者が「他の施設から得られた知見を踏まえて予防処置を講じること」を要求している。現在は、この要求に沿って事業者が対策を検討している段階と捉えている。

事業者の現時点の対策案に対する評価としては、第1段階の対策については、実施にあたって特段の課題はなく、これにより低圧注水系が2系統とも共通要因で機能喪失するリスクを回避できることから、計画に従って速やかに対策を実施することが望ましいと考える。

第2段階の対策案についても、上記のいずれの案も運転上の制限を満足することにつながるものであり、計画に従って検討を進めることが望ましいが（ただし上記以外の対策の採用を妨げるものではない）、第1段階の対策実施後に残されたリスクが極

めて低いことを踏まえ、事業者は最も適切な方法を慎重に見極める必要があると考える。

今後の規制庁の対応としては、事業者が計画に沿って検討を進め、対策を実行していることを検査グループで確認することとし、状況に有意な変化があれば、必要に応じて事業者との公開の場での意見交換の開催や原子力規制委員会への報告を行うこととしたい。

<参考>

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（抜粋）

（保安活動の改善）

第75条 品質保証計画における保安活動の改善に関する事項は、次に掲げる事項とする。

二 生じるおそれのある不適合を防止するための予防に関する処置（以下「予防処置」という。）に関する手順（根本原因分析の手順を含む。）を確立して行うこと。

三 予防処置に当たっては、自らの発電用原子炉施設における保安活動の実施によって得られた知見のみならず他の施設から得られた知見を適切に反映すること。